《 利 用 上 の 注 意 》

1 商業統計調査用分類

商業統計調査用分類は,原則として日本標準産業分類に準拠している(巻末の「産業分類 表」を参照)。

2 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定(格付け)方法は次のとおり。

なお、平成 16 年調査は簡易な調査であり、商品分類は本調査の 5 桁分類から 3 桁分類の大きな括りにしている。

また、小分類の一部を細分化し、3桁目にアルファベットを付けている。

(1) 一般的な方法

- ① 取扱商品が単品の場合は、商品分類番号3桁で小分類を決定する。
- ② 取扱商品が複数の場合は、次の方法によって決定する。
 - ア 卸売業、小売業の決定

まず年間商品販売額のうち、卸売部門、小売部門のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業を決める。

イ 産業中分類(2桁分類)の決定

卸売業か小売業のいずれかが決定した後、上位3品目のうち商品分類番号の上位2 桁で分類集計し、その最も販売額割合が大きいものによって中分類を決める。

ウ 産業小分類(3桁分類)の決定

中分類が決定した後,その中分類に属する商品のうち,商品分類3桁で販売額割合が最も大きいものによって小分類を決める。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業」「その他の各種商品卸売業」「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」「その他の各種商品小売業」「各種食料品小売業」「コンビニエンスストア」「たばこ・喫煙具専門小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

① 卸売業

ア 「49A 各種商品卸売業(従業者が常時 100 人以上のもの)」

表1の財政(生産財、資本財、消費財)の3財にわたる商品を販売し、各財の販売額割合がいずれも卸売販売総額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所をいう。

なお、平成 14 年調査において「4911 各種商品卸売業(従業者が常時 100 人以上のもの)」に格付けられた事業所は、「49A 各種商品卸売業(従業者が常時 100 人以上のもの)」とみなす。ただし、従業者数が 100 人未満となった場合は、「49B その他の各種商品卸売業」とみなす。

イ 「49B その他の各種商品卸売業」

表1の財別(生産財,資本財,消費財)の3財にわたる商品を販売し,各小分類の販売額割合がいずれも卸売販売総額の50%未満で,従業者が100人未満の事業所をいう。なお,平成14年調査において「4912その他の各種商品卸売業」に格付けられた事業所は,「49Bその他の各種商品卸売業」とみなす。

ただし、従業者数が 100 人以となった場合は、一般的な方法による卸売業格付けとする。 なお、上記ア、イについて、生産財、資本財、消費財の 3 財にわたる商品を扱っていて も、生産財の品目が「524 再生資源卸売」のみ、消費財の品目が「549 他に分類されない 卸売」のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

表 1

財 別	小分類	産業分類		
生産財	5 0 1	繊維品(衣服・身の回り品を除く)		
	5 2 2	化学製品		
	5 2 3	鉱物・金属材料		
	5 2 4	再生資源		
資本財	5 2 1	建築材料		
	5 3 1	一般機械器具		
	5 3 2	自動車		
	5 3 3	電気機械器具		
	5 3 9	その他の機械器具		
消費財	5 0 2	衣服・身の回り品		
	5 1 1	農畜産物・水産物		
		5 1 A 米穀類		
		5 1 B 野菜・果実		
		5 1 C 食肉		
		5 1 D 生鮮魚介		
		51E その他の農畜産物・水産物		
		食料・飲料		
	5 1 2	家具・建具・じゅう器等		
	5 4 1	医薬品・化粧品等		
	5 4 2	他に分類されない卸売		
	5 4 9			

ウ 「54A 代理商、仲立業」

平成14年調査以降においては、「年間商品販売額」と「その他の収入額」を比較し、仲立手数料が多い事業所をいう。なお、平成14年調査において「5497代理商、仲立業」に各付けられた事業所は、「54A代理商、仲立業」とみなす。

② 小売業

ア 「551 百貨店、総合スーパー」

表 2 の衣 (中分類 56),食 (中分類 57),住 (中分類 $58 \sim 60$) にわたる商品を小売りし,衣,食,住の各販売額割合が,いずれも小売販売総額の 10 %以上 70 %未満で,従業者が 50 人以上の事業所をいう。

なお、平成 14 年調査において「5511 百貨店、総合スーパー」に格付けられた事業所は、「551 百貨店、総合スーパー」とみなす。ただし、従業者数が、50 人未満となった場合は、「559 その他の各種商品小売業(従業者が常時 50 人未満のもの)」とみなす。

イ 「559 その他の各種商品小売業 (従業者が常時 50 人未満のもの)」

表 2 の衣 (中分類 56), 食 (中分類 57), 住 (中分類 58 ~ 60) にわたる商品を小売し, 衣, 食, 住の各販売額割合が, いずれも小売販売総額の 50 %未満で, 従業者が 50 人未満の事業所をいう。

なお、平成 14 年調査において「5599 その他の各種商品小売業(従業者が常時 50 人未満のもの)」に各付けられた事業所は、「559 その他の各種商品小売業(従業者が常時 50 人未満のもの)」とみなす。ただし、従業者数が 50 人以上となった場合は、一般的な方法による小売業格付けとする。

ウ 「571 各種食料品小売業」

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、小分類「572 ~ 579」までのうち、3 つ以上の小分類に核当する商品を小売りし、いずれもが「飲食料品小売販売額割合」の50%に満たない事業所をいう。

なお, 平成 14 年調査において「5711 各種食料品小売業」に各付けられた事業所は「571 各種食料品小売業」とみなす。

エ 「57D コンビニエンスストア (飲食料品を中心とするものに限る)」

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30 ㎡以上250 ㎡未満で、営業時間が14 時間以上の事業所をいう。

オ 「60P たばこ・喫煙具専門小売業」

「60P たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいう。

衣・食・住別	中分類	産業分類
衣	5 6	織物・衣服・身の回り品
食	5 7	飲食料品
住	5 8	自動車・自転車
	5 9	家具・じゅう器・機械器具
	6 0	その他

表 2

3 主な用語の説明

(1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者(建設業,製造業,運輸業,飲食店,宿泊業,病院,学校,官公庁等)に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具,病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備,産業用機械(農業用器具を除く),建設材料(木材,セメント,板ガラス,かわら等)など)を販売する事業所
- ④ 製造業者が別の場所に経営している自社製品の卸売事業所(主として管理的事務を行っている事業所を除く)

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所 なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業でなく卸売業 とする。
- ⑥ 「代理商,仲立業」とは,主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所をいう。代理商,仲立業には,一般的に,買継商,仲買人,農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所 なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売 業とする。

ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業(大分類 Q ーサービス業(他に分類されないもの))となる。この場合、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしない。

④ 製造小売事業所(自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する 事業所)

例えば, 菓子店, パン屋, 弁当屋, 豆腐屋, 調剤薬局など。

- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても,商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所)で,主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所

官公庁,会社,工場,団体,遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者及び就業者

平成 16 年 6 月 1 日現在で、この事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。 従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「派遣・下請受入者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」を除いたものをいう。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者を いう。
- ② 「無給の家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の 仕事を手伝っている者をいう。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者をいう。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている 者で次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 期間を定めずに雇用されている者
 - イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - ウ ア, イ以外の雇用者のうち, 平成 16 年の 4 月, 5 月のそれぞれの月に 18 日以上

雇用されていた者

- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ⑥ 「派遣・下請受入者」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている者又は 下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。
- ⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、他の会社など別経営の事業所へ派遣している者又は下請として他の会社など別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

(5) 年間商品販売額

平成 15 月 4 月 1 日から平成 16 月 3 月 31 日までの 1 年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(6) その他の収入額

平成 15 月 4 月 1 日から平成 16 月 3 月 31 日までの 1 年間の販売商品に関する修理料, 仲立手数料,製造業出荷額,飲食部門収入額,サービス業収入額などの商品販売額以外の 事業による収入額を合計したもので,消費税額を含む。

(7) セルフサービス方式(小売業のみ)

セルフサービス方式とは、①商品が無包装、あるいはプリパッケージされ、値段が付けられていること、②備え付けの買物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式、③売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式、の三つの条件を兼ねている場合をいう。

「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の 50 %以上で行っている事業所をいう。

(8) 売場面積(小売業のみ)

平成 16 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗(テナント)分は除く)をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車(新車・中古)小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(9) 営業時間(小売業のみ)

平成 16 年 6 月 1 日現在で営業時間をいい, 1 時間未満の営業時間は切り捨てとする。 なお,調査日が休業及び特別セール等で通常と異なる場合は,調査日に近い通常の営業 時間としている。

ただし、牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していない。

(10) 業態別統計の数値について

平成 16 年商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について、別表の「業態分類表」のとおり、業態区分の定義に従って再集計したものである。

(11) 大規模小売店舗

「大規模小売店舗立地法」(平成 10 年法律第 91 号) で定める 1 つの建物であって、 その建物内の店舗面積の合計が 1000 ㎡を超える店舗をいう。

(12) 広域圏別の範囲(市町村名は、調査時点(平成16年6月1日)の名称となっている。)

広域圏別	市町村名
仙 南 (2市7町)	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町
仙台都市 (5市8町1村)	仙台市(青葉区,宮城野区,若林区,太白区,泉区),塩竈市,名取市,多賀城市,岩沼市,亘理町,山元町,松島町,七ヶ浜町,利府町,大和町,大郷町,富谷町,大衡村
大 崎 (1市11町)	古川市,色麻町,加美町,松山町,三本木町,鹿島台町,岩出山町,鳴子町,涌谷町,田尻町,小牛田町,南郷町
栗 原 (9町1村)	築館町, 若柳町, 栗駒町, 高清水町, 一迫町, 瀬峰町, 鶯沢町, 金成町, 志波姫町, 花山村
登 米 (8町)	迫町,登米町,東和町,中田町,豊里町,米山町,石越町,南方町
石 巻 (1市9町)	石巻市,河北町,矢本町,雄勝町,河南町,桃生町,鳴瀬町,北上町,女川町,牡鹿町
気仙沼・本吉 (1市5町)	気仙沼市,志津川町,津山町,本吉町,唐桑町,歌津町

4 記号及び注記

- (1) 「X」は1又は2の事業所に関する数値で、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所である。従って、3以上の商店に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿を行っている。
 - なお, 秘匿した数値は合計値に含まれている。
- (2) 統計表中の記号は、「一」は該当がないもの又は調査していないもの、「 \triangle 」は減少したもの、「0.0」は四捨五入よる単位未満のものを表している。
- (3) 「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は単位未満四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないこともある。
- (4) 統計表の数値
 - 統計表の数値は単位未満を四捨五入しているため、合計数値と内訳数値の計は一致しないことがある。
- (5) 「年間商品販売額」及び「その他の収入額」の数値については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しないことがある。

- (6) 「前回比」とは特に断りがない限り、平成14年調査との比較をいう。
- (7) 「売場面積1㎡当たり年間販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。
- (8) この調査は、調査間隔が異なるので、増減率(前回比)を年平均で比較できるように年平均増減率も算出している。年平均率の算出については、次の方法によっている。

$$\left(\begin{array}{c} a \sqrt{\frac{9 \text{ Dinsted}}{\text{minimate}}} - 1 \\ \end{array}\right) \times 100$$

5 その他の注意事項

- (1) 平成 14 年は本調査であり、公営事業所についても対象範囲に含んでいるが、平成 16 年は簡易調査のため、民営の事業所のみ調査対象範囲となっている。
- (2) 農協の一つの構内(建物)で、共済事業や信用事業と併せて、商業活動(Aコープやガソリンスタンドなど)も行っており、専従者がいて経営諸帳簿等が別々の場合は、個々の商業事業所をそれぞれ一つの事業所として調査している。
- (3) この報告書の数値は、本件独自の集計によりとりまとめたもので、経済産業省が公表する数値と相違することがある。
- (4) この報告書に掲載された数値を他に転載する場合は「宮城県の商業(平成 16 年商業統計調査結果報告書)」による旨を明記すること。
- (5) この報告書の照会先

$$\mp 980 - 8570$$

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県企画部統計課 商工経済班

TEL: 022-211-2458

(6) この報告書に記載されている内容は宮城県のホームページにも掲載されております。 みやぎの統計 http://www.pref.miyagi.jp/toukei/